第3期宇治市地域福祉計画の策定に向けて (7/21 令和3年度第1回宇治市地域福祉推進委員会資料)

宇治市

目次

第 | 章 宇治市地域福祉計画について

- Ⅰ 計画策定の趣旨
- 2 計画の期間
- 3 社会的背景と国の動向・府の動向
- 4 計画の位置づけと関連法令等
- 5 計画の策定体制と策定手法
- 6 地域福祉推進における基本的活動エリア

第2章 宇治市の地域福祉をとりまく環境と課題

- I 宇治市の概況
- 2 地域福祉の現状と課題
- 3 第3期宇治市地域福祉計画で取り組むべき宇治市の課題

第3章 第3期計画の概要

- | 第3期計画の基本理念
- 2 地域福祉推進の基本的視点
- 3 第3期計画における地域福祉推進の指針
- 4 第3期計画における重点取り組み項目
- 5 施策の体系
- 6 地域福祉推進のプログラムの具体的な取り組み

第4章 地域福祉推進の体制

- Ⅰ 地域福祉推進の役割
- 2 第3期計画の進行管理

第1章 宇治市地域福祉計画について

| 計画策定の趣旨

宇治市地域福祉計画は、社会福祉法第 107条に規定されている市町村地域福祉計画として地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めるとともに、他の福祉関係計画と共通する部分を上位に位置付け、総合的に推進するための計画です。

宇治市では、平成 16 年 3 月に第 1 期宇治市地域福祉計画を策定、平成 23 年 3 月に第 2 期宇治市地域福祉計画を策定してきました。それ以降、宇治市地域福祉計画を「住民」、「社会福祉に関する活動を行う人々」、「福祉サービス事業者」、「社会福祉協議会」、「行政」の5 者が相互連携・協働して生活課題の解決を図り、誰もが地域の中で安心して暮らせることをめざす、福祉のまちづくりの指針として、地域福祉の推進にむけて取り組んでいます。

平成 30 年4月 | 日施行の社会福祉法改正では、近年多様化する地域課題に対応するべく、「支え手」と「受け手」の垣根を越えて、地域住民をはじめとして、専門職や行政等関係機関が連携し、支え合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、市町村地域福祉計画に、各福祉分野に共通して取り組むべき事項及び市町村の包括的な支援体制整備の支援を盛り込むこととされました。

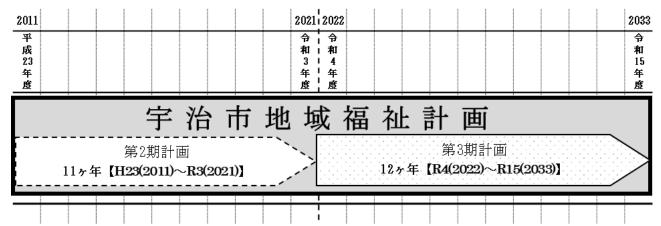
さらに、令和3年4月 | 日施行の社会福祉法改正においては、国及び地方公共団体地域 生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のた めに必要な拡販の措置を講ずることを努力義務とする「重層的支援体制整備事業」に関す る事項が定められました。

現行の宇治市地域福祉計画の計画期間が、令和3年度で満了することに伴い、社会福祉法をはじめとする各法令の制定・改正及び現在の社会の状況を踏まえ、現行の計画をより一層の実効性を持った計画とするため、本計画を改定するものです。

また、取組にあたっては、福祉関連部署だけでなく、宇治市社会福祉協議会や宇治市教育委員会、その他関係機関と連携して進めることとしております。

2 計画の期間

計画の期間は、宇治市第6次総合計画と同様に、令和4年度から令和15年度までの12年間とし、6年後に中間評価等の見直しを行います。

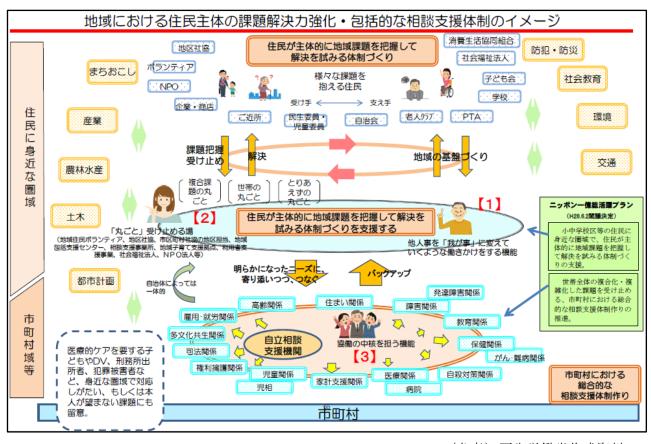


3 社会的背景と国の動向・府の動向

全国的な少子高齢化や一人暮らし、二人暮らし家族化が進行し、また価値観やライフスタイルが多様化する中で、複合的な生活課題を抱える人が増加しています。2025 年にはベビーブームが起きた時期に生まれた世代、いわゆる「団塊の世代」が75歳を迎え、約3人に「人が高齢になると、その対応が不安視されています。

さらに近年、防災・防疫対策への関心が高まってきております。第2期計画策定以降では、平成23年3月に発生した東日本大震災級の大規模な地震、例えば今後宇治市を含む近畿圏内での被害が予測される、いわゆる「南海トラフ地震」などの災害、あるいは、平成24年8月に宇治市を襲った「京都府南部豪雨災害」級の局地的な大雨による自然災害、さらに令和3年現在猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症などに対する市民の危機意識が大きく高まっています。このような状況の中で、ご近所同士による関わり合いなど、地域コミュニティでの助け合い・支え合いの大切さが再認識されています。

国では「ニッポンー億総活躍プラン(平成28年6月閣議決定)」において、住民一人ひとりが地域の課題を『我が事』と捉え、人と人、人と資源が世代を超えて『丸ごと』つながることで、地域の住民一人ひとりの暮らしと生きがいをともに創っていく社会として「地域共生社会」を実現していく旨が示されました。



(参考) 厚生労働省作成資料

<近年の地域福祉に関する国・府の動向>

年	月日	法律、計画等
平成27年	4月1日施行	生活困窮者自立支援法の施行
	4月1日施行	社会福祉法等の一部を改正する法律の施行
	4月1日施行	自殺対策基本法の一部を改正する法律の施行
	4月1日施行	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害 者差別解消法)の施行
平成28年	6月2日閣議決定	「ニッポンー億総活躍プラン」が閣議決定
	6月3日施行	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)の施行
	12月16日施行	部落差別の解消を推進することを目的とし、部落差別の 解消の推進に関する法律(部落差別解消法)の施行
	12月22日策定	SDGs推進本部において「日本持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」が策定
	2月8日開催	「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書(平成29年2月8日開催)において「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を新たな理念として明確化
平成29年	3月24日閣議決定	成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年5月 13日施行)に基づき成年後見制度利用促進基本計画が閣 議決定
1 202 1	7月25日閣議決定	自殺対策基本法の一部を改正する法律(平成28年4月 I 日施行)に基づき「自殺総合対策大綱」の閣議決定
		地域福祉計画策定ガイドラインの通知
	12月15日閣議決定	再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年12月14日 施行)に基づき、再犯防止推進計画が閣議決定
平成30年	4月1日施行	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一 部を改正する法律の施行(社会福祉法一部改正)
平成31年	3月策定	第3次京都府地域福祉支援計画の策定
令和3年	4月1日施行	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正 する法律の施行

<SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)>

持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)とは、2001年に 策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミット で加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記 載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

| 17 のゴール・| 69 のターゲットから構成され、地球上の<u>「誰一人取り残さない(leave</u>) no one behind)」ことを誓っています。

SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

国ではまず、2016 年 12 月に SDGs 推進のための中長期戦略である「SDGs 実施指針」を策定し、2019 年 12 月には初めて同方針の改定を行いました。

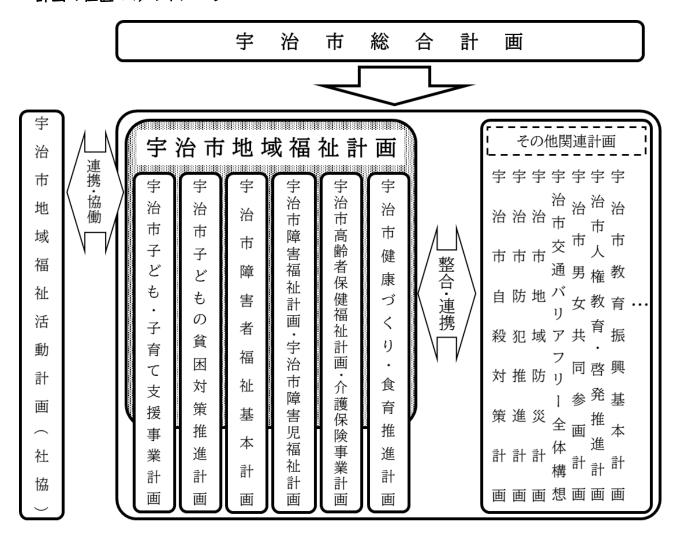
SDGs 実施指針改定版では、これまでの 4 年間における日本の取組の現状分析に基づき、SDGs の 17 のゴールを日本の文脈に即して再構成した 8 つの優先課題と主要原則を改めて提示しました。また、今後の推進体制における日本政府及び各ステークホルダーの役割と連携の必要性について明記しました。

4 計画の位置づけと関連法令等

(1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 I O 7 条に基づく市町村地域福祉計画として策定し、「宇治市総合計画」を上位計画としながら、宇治市関係課にてそれぞれ策定する福祉関連の部門別計画の"上位計画"として位置づけています。また、福祉以外の関連計画とも整合性と連携を図りながら、各分野同士を縦割りではなく横断的なつながりをつくり、共通する課題や制度のはざまにある課題への解決策に向けて全庁的に取り組む体制を整備します。

<計画の位置づけのイメージ>



(2) 関連法令等

<社会福祉法改正(平成30年(2018年)4月1日施行)>

平成30年4月1日施行の改正社会福祉法により、市町村地域福祉計画の策定が努力義務とされ、さらに市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項が一部追加されました。また、この改正により、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

Ī	市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項(法第 107 条第 1 項)	
追加	第 号	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に 関し、共通して取り組むべき事項
	第2号	地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
	第3号	地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
	第4号	地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
追加	第5号	包括的な支援体制の整備に関する事項(法第 106 条の 3 第 1 項各号に 掲げる事業を実施する場合)

<社会福祉法改正(令和3年(2021年)4月1日施行)>

重層的支援体制整備事業の創設などが新たに規定された「地域共生社会の実現のための 社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和3年4月に施行されました。

重層的支援体制整備事業は、市民の抱える生活課題の解決に向けた取り組みや、市民の 地域福祉推進のために必要な体制を包括的・重層的に支援することができるよう、福祉分 野に関連する法律に基づき一体的に実施する事業です。重層的支援体制整備事業では、高 齢者福祉や障害者福祉、児童福祉、生活困窮者自立支援等の分野ごとに分かれている関連 事業について、財政支援を一体的に実施していくこととされています。

重層的支援体制整備事業における各事業の概要(社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項)		
包括的相談支援事業 (第 号)	・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ	
参加支援事業 (第2号)	・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う	
地域づくり事業 (第3号)	・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディ ネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る	
アウトリーチ等を通 じた継続的支援事業 (第4号)	・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く	
多機関協働事業 (第5号)	・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る	

(参照) 厚生労働省ホームページ (地域共生社会のポータルサイト)

また、この社会福祉法の改正により、地域福祉計画に盛り込むべき事項として追加された社会福祉法第 107 条第 1 項の一部も改正されました。

市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項(法第 107 条第 1 項)

第5号

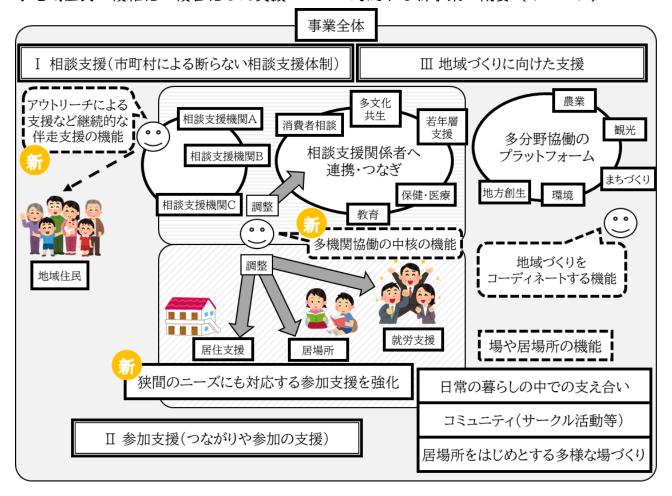
地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する 事項

○社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)〈抄〉

第106条の4(重層的支援体制整備事業)

- | 略
- 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律 に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及び その世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一 体的かつ重層的に整備する事業をいう。
 - 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業
 - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項 第三号に掲げる事業
 - ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業
 - 二 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業
 - 二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
 - 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保する ための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相 互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全て の事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が 定めるもの
 - ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業
 - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項 第九号に掲げる事業
 - ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業
 - 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
 - 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決する ために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制 を整備する事業
 - 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域 住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の 作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

◆地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する新事業の概要 (イメージ)



※厚生労働省作成資料を参考

<生活困窮者自立支援法(平成 26 年(2014年)3月27日付厚生労働省通知)>

生活困窮者自立支援法が平成27年4月1日に施行され、生活に困る方への支援について、必須事業として自立相談支援事業や住居確保給付金のほか、任意事業として就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業等の事業の実施が定められました。それに関連して、下記の事項を地域福祉計画に盛り込むべき事項として通知されました。

生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項		
I	生活困窮者自立支援方策の位置付けと地域福祉施策との連携に関する事項	
2	生活困窮者の把握等に関する事項	
3	生活困窮者の自立支援に関する事項	

<成年後見制度利用促進法(平成28年(2016年)5月13日施行)>

全国的な高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加や、障害のある子どもを持つ親世代 の高齢化が社会問題となっています。

認知症や知的障害その他精神上の障害があることにより、財産管理等の日常生活に支障がある方を、地域社会全体で支えることが地域共生社会の実現につながります。そのためには、『日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の利用』、『成年後見制度の利用』といった地域の権利擁護支援の仕組みを総合的に捉え、その人に最もふさわしい支援を行うことが重要となります。

しかし、それら権利擁護支援の仕組みの一つである『成年後見制度』は多くの方に知られておらず、十分に利用されていない状況にあります。

そこで国は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号)第 14条において、市町村がその区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、「基本的な計画を定めるよう努める」と規定しました。

宇治市では、本計画の取り組みの中に、成年後見制度利用促進に関する事項を取り入れ、 一体的に作成することにより、本計画をもって法に規定する市町村成年後見制度利用促進 基本計画とします。

	成年後見制度利用促進基本計画として盛り込むべき事項
ı	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方
2	権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援 の在り方
3	日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が 必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への 支援の在り方

(参照) 市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き P.23

<人権三法>

・部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消法)

同和問題(部落差別)は、我が国固有の重大な人権問題であり、残念ながら、今なお、こうした人々に対する差別発言、差別待遇等の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書込みがなされるといった事案が発生しています。

そこで部落差別の解消を推進することを目的として、「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年 | 2月 | 6日から施行されました。

·本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイ トスピーチ解消法)

近年、ヘイトスピーチについて、マスメディアやインターネット等で大きく報道されるなど、社会的関心が高まっている上、「平成26年7月の国連自由権規約委員会による日本政府報告審査における最終見解」、及び「同年8月の国連人種差別撤廃委員会による同審査における最終見解」で、政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されてきました。

このような情勢の中、「ヘイトスピーチ解消法」が平成 28 年 6 月 3 日に施行され、 その中で「不当な差別的言動」は許されないものであると宣言しています。

なお、ヘイトスピーチ解消法第2条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本邦外出身者に対するものであるか否かを問わず、国籍、人種、民族等を理由として、差別意識を助長し又は誘発する目的で行われる排他的言動はあってはならないものです。

・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が平成28年4月1日から施行されました。

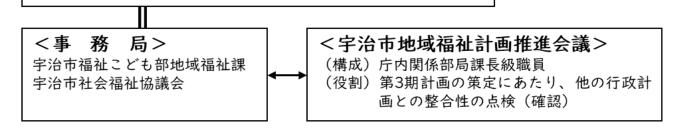
5 計画の策定体制と策定手法

(1) 策定体制

宇治市では、公募委員を含む委員で構成する「宇治市地域福祉推進委員会」を設置しており、第3期計画の策定にあたり同委員会において協議してきました。

<宇治市地域福祉推進委員会>

- ・学識経験者
- ・福祉団体の関係者又は社会福祉に従事している者
- ・公募により選出された者
- ・その他市長が適当と認める者



(2) 策定手法

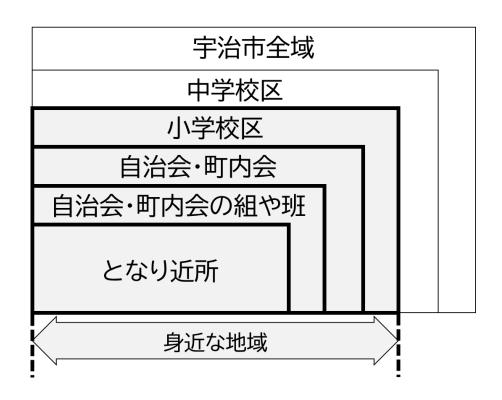
次の手法により集約された住民の声や意見等を最重要の基礎資料と位置づけ、計画策定過程において住民参加・参画を重視し取り組んできました。

- ①市民 3,000 人を対象としたアンケートの実施(令和 3 年 1 月 6 日~ 1 月 29 日)
- ②市民活動団体、福祉関係事業者、NPO、学区福祉委員会等に対するアンケート調査の 実施(令和3年 | 月 | 4 日~2 月 5 日)
- ③成年後見制度に関する司法関係者との意見交換等(成年後見制度利用促進基本計画関連)
- ④第3期計画(初案)に関するパブリックコメントの実施(令和 年 月 日~令和 年 月 日)
- ⑤行政内部での検討

6 地域福祉推進における基本的活動エリア

地域福祉推進を図るためには、基本的な活動エリア (= 身近な地域)において、住民が 地域福祉活動に積極的に参加できることが重要です。

そこで、第2期計画に引き続き、基本的活動エリアを概ね小学校区とし、実情に応じてよりきめ細やかな活動が実施できるよう重層的なエリアの設定を行い、積極的に地域福祉の推進を図ります。



第2章 宇治市の地域福祉をとりまく環境と課題

- I 宇治市の概況
- (1)人口(年龄4区分別人口)
- <簡単な解説>

グラフ

(2)人口動態

<簡単な解説>

グラフ

(3)世帯の構造と動向(世帯数、世帯人員数)

<簡単な解説>

グラフ

(4) 一人暮らし高齢者

<簡単な解説>

グラフ

(5) 障害者手帳の交付状況

<簡単な解説>

グラフ

- (6) 子育て世帯
- <簡単な解説>

グラフ

(7) 将来人口推計

<簡単な解説>

グラフ

(8) 各種相談窓口の相談件数

<簡単な解説>

グラフ

- ・成年後見制度の利用関連
- · 学区福祉委員会委員数
- ・宇治ボランティア活動センター登録件数

2 地域福祉の現状と課題

(1) 第2期計画期間中の宇治市の状況および地域福祉の推進状況

前期計画である第2期宇治市地域福祉計画を平成23年3月に策定して以降、宇治市に おいて地域福祉を推進するため、様々な事業に取り組んできています。

高齢者支援においては、これまで高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターが6ヶ所と支所2ヶ所設置しており、主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師などの専門職と連携し、地域包括ケアシステムの構築を進めてきましたが、令和2年4月より担当地区の再編と併せて、地域包括支援センターの数を8ヶ所に増設し、さらなる体制の強化を図りました。



↑地域包括支援センターパンフレット(一部抜粋)

子育て支援においては、地域において子育て親子の交流等を促進する拠点として地域子育て支援拠点を設置し、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちの支援を図ってきました。

平成23年時点では地域子育て支援拠点を7ヶ所設置しておりましたが、令和3年現在では宇治市内の公立中学校区ごとに全部でIOヶ所設置しており、地域の子育て支援機能を強化してきました。



toridori(トリドリ)(アル・プラザ宇治東 2 階内) →平成30年度開設



ぱけっと(伊勢田こども園内) →平成31年度開設

さらに、自殺に追い込まれる人やひきこもり状態に苦しむ本人と家族への支援など、既存の福祉制度だけでは対応しきれない課題について対策整備の必要性が指摘されております。そのため、宇治市においては、自殺予防に関して、令和元年度に「宇治市自殺対策計画」を策定し、関係機関と地域が連携し分野横断的な視点で、悩みを抱える人が自殺に追い込まれる前に未然に防ぐことのできるような取り組みを推進する計画を策定しました。

また、ひきこもり状態の課題に関しては、令和2年度にひきこもり相談窓口「あんど・ゆー」を開設し、ひきこもりに悩む方やその家族が気軽に相談できるような体制を整備しました。



宇治市自殺対策計画



ひきこもり相談窓口「相談ルーム あんど・ゆー」

また、民生委員・児童委員や学区福祉委員などの地域福祉の担い手不足が課題となっています。「共働きが増えた」「退職後も働かねばならない」「責任あること、面倒なことを忌避する風潮」などの要因分析と、「担い手の負担を軽減する」「退職前の人に呼び掛ける」「趣味のグループでリクルートする」などの実践が求められています。

(2) 第2期計画の主な成果と課題~地域福祉推進のプログラムに照らして~ <地域福祉推進のプログラム〈推進のめやす〉掲載事業の評価の推移>

○地域福祉推進のプログラムにかかる推進のめやすについて

第2期計画では計画の進行管理の手法として、「地域福祉推進のプログラム〈推進のめやす〉(以下、推進のめやすという)」を毎年作成し、計画の具体的な取り組みに位置付けられた宇治市、宇治市社会福祉協議会、宇治ボランティア活動センター、宇治市福祉サービス公社、宇治市学区福祉委員会のそれぞれの事業についての遂行度合いを測ってきました。そこで、第2期計画の振り返りとして、「推進のめやす」における評価の平均値を下記のとおり算出します。

評価について

(1)評価の考え方

宇治市地域福祉計画に関連する事業の実施状況から、同計画に位置づけられた"具体的な取り組み"をどれくらい達成できたかを判断します。

なお、本評価は宇治市が実施する事業についての、実施所管課による内部評価です。

(2)評価指標

F(Finish)	事業の目的を達成したため終了した。
Α	計画的に事業を実施しており、引き続き充実を図る。
В	事業は継続するが、新たな課題等への対応が必要。
С	ニーズを勘案し、事業の縮小、休廃止に向けた見直しが必要。
D	一時休止、保留などの事業。
-(ハイフン)	隔年等で実施するため、評価対象年度の実績がない。

[※]H23 当時は「A」「B」「C」「-」の評価のみ。

配点表に基づき、平成24年度作成の推進のめやす(平成23年度事業評価)と令和2年度作成の推進のめやす(令和元年度事業評価※)に掲載されている全事業の平均値を算出し、その数値に応じて再評価を行い比較します。

<配点表>

評 価	配点
F(Finish)	3点
A	3点
В	2点
С	1点
D	-
ー(ハイフン)	_



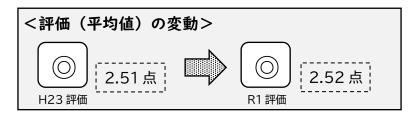
<再評価基準>

平均值	評価
2.5以上	0
1.5以上 ~2.5点未満	0
1.5点未満	Δ

※令和2年度事業評価について、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた年度であったため、事業評価の基準に平年と差異があり単純比較が難しく、令和元年度評価との比較を行います。

1. 安全・安心に暮らせるまちづくり

- (1)個人の尊厳と基本的人権を尊重し、地域の課題解決に向けた取り組みを地域全体で進められるように推進・支援します。
 - 1 同和問題や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、難病患者等をめぐる人権問題を課題としながら、一人ひとりが命の尊さ や互いの基本的人権を尊重し合う福祉社会実現の取り組みを推進・支援します。
- (2)健康でいきいきと暮らしていくために、こころと体の健康づくりを推進します。
- 2 各種予防事業に積極的に取り組みます。
- 3 各種検(健)診や予防事業等、健康に関する情報を積極的に広報することにより、より多くの人の事業への参加をめざします。
- 4 高齢者のサークル活動の支援等により、生きがいづくりを推進します。
- (3)災害時の被害を最小限にとどめる取り組みや生活環境のバリアフリー化を推進します。
- 5 防災情報の発信や災害ボランティアセンターへの支援等、災害時に備えた取り組みを積極的に推進します。
- 6 災害時の被害を最小限にとどめるために、河川等の改修・整備や建築物の耐震改修助成等の取り組みを推進します。
- 7 すべての人が安全に安心して利用できるように、公共施設や道路等の計画的なバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及を促進します。
- (4)地域による防犯・防災の取り組みを支援します。
- 8 地域における防犯・防災のネットワークづくりのきっかけとなる、民生児童委員や学区福祉委員等による一人暮らし高齢者訪問活動、子どもや障害者の見守り活動等の拡充を支援します。
- 9 災害時要援護者避難支援計画に基づき、災害時に自力での避難が困難な人(要援護者)の情報を本人の同意を得たうえで町内会・自治会等と共有し、いざというときに助け合える体制の整備を推進します。



H23評価指標別事業数

	1777 7 . 7 . 7 . 7 . 7 . 7 . 7
評価指標	事業数
Α	32
В	32 22 3
С	3
_	1
合計	58



R1評価指標別事業数

評価指標	事業数
F(Finish)	0
Α	33
В	30
С	0
D	0
_	0
合計	63

<総括>

平成 23 年度と比較して、『C』評価となった事業が 0 になったことに加えて、全体の事業数が増加したものの、『B』評価の事業が増加したことで、評価の平均としては概ね変動なしとなった。

次期計画に向けた課題として地域防災の面で町内会・自治会など地域力の低下による影響から、自主防災組織の活動促進や防災意識の啓発等への積極的な取り組みが必要である。

2. 地域福祉活動への住民参画の推進

- (1)地域福祉活動への参加意欲を持っている人が、気軽に活動に参加できるきっかけづくりを支援します。
- 10 学区福祉委員会によるバザーや、市社協の福祉まつり等のイベントが地域福祉活動への参加のきっかけになるよう、広報の工夫や継続的に参加してもらえる取り組みを支援します。
- 11 団塊の世代をはじめ、知識や経験を持った人を活動へとコーディネートするしくみを構築します。
- (2)地域での世代間交流や学校での福祉体験学習等を通じて、「向こう三軒両隣」で支え合う福祉文化を育む取り組みを推進します。
- 12 日ごろの声かけやあいさつによるご近所とのつながりや世代間交流、ボランティア活動の意義を積極的に広報・啓発する取り組みを推進します。
- 13 学校教育における福祉体験学習や、学区福祉委員会と連携した地域福祉活動を行う等、学校・地域・家庭が連携しながら、より実践的な福祉教育を推進します。また、市社協と協働しながら大学生等の地域交流活動を支援します。
- 14 地域で支え合うしくみとして、ボランティア切符やエコマネー等の取り組みを推進します。
- (3)ボランティアの育成や活動を支援します。
- 15 市社協や福祉サービス公社、ボランティア活動センター等と連携し、ボランティア・NPOの育成や活動を支援します。
- 16 ボランティア・NPO活動の情報や活動の魅力を伝え、参加者の増加に結びつく広報・啓発の取り組みを推進します。
- 17 企業による企業市民活動(社会貢献活動)が活性化するような取り組みを進めます。
- (4)地域福祉活動の基盤となる地域コミュニティの育成を推進します。
- 18 町内会・自治会の存在意義を住民に周知・広報するとともに、町内会・自治会等が行う未加入者に対する加入促進の取り組みを支援します。
- 19 町内会・自治会だけでなく、地域のサークルやNPO等、地域で行われる多様なコミュニティ活動を支援します。
- (5)地域福祉活動や交流の拠点整備を推進します。
- 20 地域福祉活動や交流の拠点として、総合福祉会館や地域福祉センター、隣保館、集会所、公園等の公共施設がより気軽に使いやすくなる取り組みや、学校施設や福祉施設、空き店舗等を地域の交流の拠点として活用できるよう、条件整備を推進します。
- 21 地域にある既存の公共施設を適切に維持管理し、計画的に整備・改修します。
- (6)地域福祉活動を支える基盤として、寄付文化の醸成に努めます。
- 22 社協活動をはじめとする地域福祉活動を支える基盤として、募金活動に積極的に取り組みます。
- 23 募金や寄付の使途を明確にする等、理解を得るための広報・啓発に取り組みます。



H23評価指標別事業数

事業数
13
6
0
1
20



R1評価指標別事業数	
=T/TE+F#	古光粉

	評価指標	事業数
	F(Finish)	0
	Α	10
>	В	7
	С	0
	D	0
	_	0
	合計	17

<総括>

平成 23 年度と比較して、取り組み 事業数の減少及び『A』評価の事業が 減少したことにより、評価の平均値と しては低下した。

地域で活動する人の育成に取り組 んだが、次期計画に向けた課題とし て、メンバーの高齢化等による役員の なり手不足など、地域活動の担い手確 保に課題がある。

また、地域の交流拠点の整備等に関連した事業について、さらなる広報や 利用促進に向けた取り組みが必要である。

3. ゆるやかな支え合い

- (1) 支援が必要な人を、一人ひとりの考え方や生活スタイルの違いを尊重しながら見守っていくための取り組みを推進します。
- 認知症や障害をはじめとした福祉課題についての正しい理解の促進や広報・啓発に積極的に取り組むとともに、当事者組織の結 成やその活動を支援します。
- 25 ふれあいサロン活動等、地域とのつながりづくりを支援します。
- 26 犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図るための取り組みとして、広報活動を推進します。
- (2)地域での見守り等を通じて、孤立を未然に防ぐ地域づくりを推進します。
- 27 地域での見守り等を通じて、様々な情報や事例を共有し、関係機関との連携体制を強化する取り組みを推進します。
- 地域での見守り等を通じて、近年社会問題となっている虐待やDV、孤独死・自殺の防止、ひきこもり対策等への支援の取り組みを
- (3)地域の人と人とをつなぐ場として、地域福祉のつどいや地域懇談会等の取り組みを支援します。
- 29 活動を行っている人々が、地域福祉のつどいや地域懇談会において支援の事例や情報を共有することにより連携を強化できるよう 支援します。
- 30 地域懇談会におけるファシリテーター(進行促進役)である地域協働コーディネーターを地域福祉推進の中核を担う人材として位置づけて養成し、地域が地域懇談会に主体的に取り組む環境づくりを推進します。



H23評価指標別事業数

評価指標	事業数
Α	9
В	4
С	0
_	0
合計	13



計画1日/示	宇未奴
F(Finish)	0
Α	6
В	5
	0

取価比煙 車業粉

C	
D	
_	
合計	

<総括>

平成 23 年度と比較して、『A』評価 の事業が減少したことにより、評価の 平均値としては大きく低下したもの の、社会福祉協議会によるふれあいサ ロンの実施など、地域での支え合い活 動の推進に積極的に取り組んだ。

次期計画に向けた課題として、自殺 やひきこもりなど制度のはざまにあ る生活課題を抱える人を支えるうえ で、従来の縦割り行政に課題があり、 分野ごとのさらなる連携に向けて取 り組む必要がある。

4. 多様な福祉サービスの創生と展開

- (1)支援が必要な人に対して必要なサービスが円滑に提供できるよう支援します。
- 31 事業者においては第三者評価や利用者アンケートを実施したり、また行政においては学習会等を通じて利用者と事業者の橋渡しを行う等、サービスの質の向上につながる取り組みを推進します。
- 32 地域包括支援センターを中心に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるような地域包括ケアの構築を進めます。
- 33 地域子育て支援拠点を中心に、子育て世代を支援し、子育てを楽しむことができるような環境づくりを推進し、子育てひろば等の取り組みを通じて、横のネットワークづくりを支援します。
- 34 障害者生活支援センターや地域自立支援協議会等、障害者の相談体制の充実を支援します。
- (2)地域の福祉サービス事業者との連携やNPO法人、市民活動団体への支援の取り組みを進めます。
- 35 保健・医療・福祉の横断的な連携を進めるため、福祉サービス公社をはじめとした福祉サービス事業者や専門機関、医療機関等との意見交換、情報交換の場づくりを進めます。
- 36 既存の福祉サービスだけでは対応しきれない生活課題に対応するため、先駆的な活動を行うNPO法人や市民活動団体等の主体的な活動を支援します。
- (3)地域での生活不安や困難に対応するセーフティネットとなる施策や活動を推進します。
- 37 失業者や生活困難世帯に対する貸付事業を通じて生活不安の解消を支援します。
- 38 失業者や障害者の就労機会や雇用の確保に向けた取り組みを推進します。



H23評価指標別事業数

事業数				
19				
9				
0				
0				
28				

R1評価指標別事業数

評価指標	事業数
F(Finish)	1
Α	12
В	8
С	0
D	1
_	0
合計	22
	-

<総括>

平成 23 年度と比較して、取り組み 事業数の減少及び『A』評価の事業が 大幅に減少したが、評価の平均値とし ては若干の低下となった。地域子育て 支援拠点の拡充による、地域子育てひ ろばの終了や地域包括支援センター の拡充に取り組んだ。

次期計画に向けた課題として、各分野の連携を強化し、移り変わる市民ニーズや、制度のはざまにある生活課題に対応した包括的な仕組みづくりに向けた見直しを検討していく必要がある。

5. 安心して利用できる相談体制や福祉サービスの情報提供

- (1)困ったときに気軽に相談できるしくみづくりを推進します。
- 39 分野別の相談窓口だけでなく、総合的な相談窓口の充実を図ります。
- 40 民生児童委員による、身近な地域での相談活動の充実を支援します。
- 41 市社協が実施する、ふれあい福祉センター相談事業を引き続き支援します。
- 42 地域で支援を必要としている人を行政や福祉サービス事業者、場合によっては弁護士・司法書士・社会福祉士や医療関係等の専門分野につなぐ横断的なネットワークづくりを推進します。
- (2)福祉サービスの利用支援をはじめとした自立支援の取り組みを推進します。
- 43 成年後見制度助成事業や日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)、コンタクトパーソン事業等、権利擁護の取り組みを積極的に広報し、利用者に対するきめ細やかな取り組みを支援します。
- (3)より効果的な広報・情報提供のあり方を検討します。
- 44 市政だより・ホームページ、情報誌の発行や掲示板の設置等、より分かりやすく正確に伝わる情報の発信を推進します。
- 45 福祉サービス事業者等からの恒常的な情報の発信を支援します。
- (4)利用者の満足度を高める取り組みを推進します。
- 46 苦情対応・オンブズマン制度等の利用促進を図り、事業者等への助言・指導・研修等の取り組みを推進します。



H23評価指標別事業数

評価指標	事業数
Α	6
В	6
С	0
_	0
合計	12



R1評価指標別事業数

評価指標	事業数
F(Finish)	0
Α	8
В	4
С	1
D	0
_	0
合計	13

<総括>

平成 23 年度と比較して、『A』評価の事業が増加し、逆に『B』評価の事業が減少した。『C』評価の事業が I つ増加したものの、評価の平均値としては若干の増加となった。

次期計画に向けた課題として、情報 発信について課題を残しており、ICT 等の活用を含めた幅広い情報発信の 対応が求められる。

また、総合的な相談窓口については 実現に向けた検討が今後も必要であ る。

3 第3期宇治市地域福祉計画で取り組む宇治市の課題

第2期宇治市地域福祉計画期間中の取組みによる地域福祉の推進状況および第3期計画の策定にあたり実施したアンケート調査を元に、現状の宇治市における地域福祉に関する課題は大きく分けて以下のとおりです。

- 1. 町内会・自治会等における地域力の低下
- 2. 多様化するニーズに対応する分野間の連携不足
- 3. 地域福祉活動への参加者の減少
- 4. 地域における日常的な人間関係の希薄化
- 5. 地域活動や各種サービス等の情報の不足

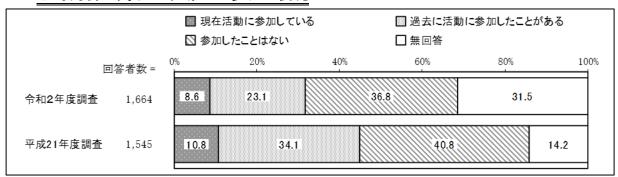
1. 町内会・自治会等における地域力の低下

住民アンケート調査の結果では、身近な地域での活動への参加について全体的に参加に対して消極的な傾向にあり、特に『町内会に関する活動』については、「参加したことはない」の割合が 36.8%と最も高く、次いで「過去に活動に参加したことがある」の割合が 23.1%となっています。平成 21 年度調査と比較すると、「過去に活動に参加したことがある」の割合が減少しており、年齢別でみると、年齢が低くなるにつれ「参加したことはない」の割合が高くなる傾向がみられます。

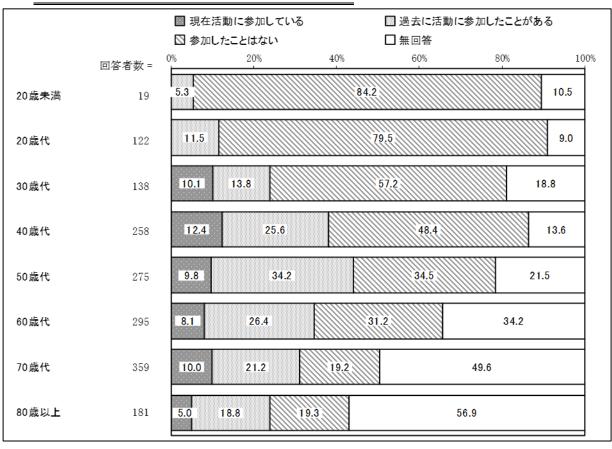
宇治市では、さまざまな取り組みを行い、地域におけるコミュニティの活性化を図って きましたが、若者の町内会・自治会への参加を促すことなどが課題となっております。

引き続き、地域活動への支援を行い、町内会・自治会の活動の大切さへの理解を深め、支え合い活動を促進することが必要です。

○町内会に関する活動への参加の状況



○年代別町内会に関する活動への参加の状況



2. 多様化するニーズに対応する分野間の連携不足

住民アンケート調査の結果では、生活で不安を感じていることとして、「健康のこと」、「老後のこと」の割合が高く、続いて、「収入のこと」、「家族の看護・介護」などが多く挙がっています。市民は、これら様々な不安を、複合的に感じながら暮らしています。

加えて、近年では、親の介護と子育てを同時にしなければならないダブルケアの生活課題や、18 歳未満の子どもたちが病気や障害のある家族の介護、また兄弟姉妹の面倒を担いながら学校に通っているヤングケアラーの生活課題、80 代の親が 50 代のひきこもりがちの子どもを養っている生活課題等、個人や世帯単位で新たな課題を抱え、支援を必要としている市民が増えています。

宇治市においては、以上の複合的な不安やニーズに対応するために、地域包括支援センターや地域子育で支援基幹センターにおける相談支援、地域自立支援協議会における関係機関との連携、社会福祉協議会におけるふれあい福祉センターの開設など、相談支援機能の包括的充実を図ってきましたが、引き続き、相談支援体制の強化を図るとともに、複雑化・複合化している福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、重層的な支援体制の整備が求められています。

○生活で不安を感じていることや困っていること(年代別・回答割合上位5つ)

ロハ ロハ	1/⊹		2/4		2/4		1 		<u> </u>		
区分	1位		2位		3位		4位		5位		
20歳未満	・健康のこと ・収入のこと ・仕事のこと	15.8%					・老後のこと	10.5%	・子どもの教育や将来のこと ・不登校・ひきこもり ・家庭内の人間関係 ・災害時の対応 ・交通事故	5.3%	
20歳代	・仕事のこと	25.4%	・収入のこと	23.0%	・健康のこと	19.7%	・家族の看護・介護・老後のこと	8.2%			
30歳代	・子どもの教育や将来のこと	30.4%	・健康のこと	29.7%	・収入のこと	23.2%	・仕事のこと	22.5%	・老後のこと	21.7%	
40歳代	・子どもの教育や将 来のこと	38.0%	・老後のこと	35.7%	・健康のこと	34.1%	・収入のこと	21.7%	・家族の看護・介護	19.4%	
50歳代	・老後のこと	48.4%	・健康のこと	44.4%	・家族の看護・介護	21.8%	・収入のこと	20.0%	・仕事のこと	16.4%	
60歳代	・健康のこと	60.7%	・老後のこと	53.9%	・家族の看護・介護・収入のこと	22.0%			・災害時の対応	19.3%	
70歳代	・健康のこと	57.4%	・老後のこと	42.9%	・災害時の対応	19.5%	・家族の看護・介護	15.3%	・収入のこと	13.4%	
80歳以上	・健康のこと	69.1%	・老後のこと	35.4%	・災害時の対応	24.9%	・家族の看護・介護	17.1%	・収入のこと・地域での人間関係	6.6%	

3. 地域福祉活動への参加者の減少

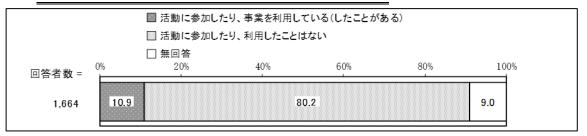
宇治市では、宇治市社会福祉協議会内に宇治ボランティア活動センターを設置し、団体登録では 48 団体、個人登録で 191 人が登録されており、ボランティア活動を推進しています。

身近な地域でいろんなボランティア活動の | つとして、学区福祉委員会が活動しています。学区福祉委員会は、宇治市の特徴的な取り組みの | つですが、住民アンケート調査の結果では、その活動に参加したり、事業を利用したことがある人は約 | 割となっています。

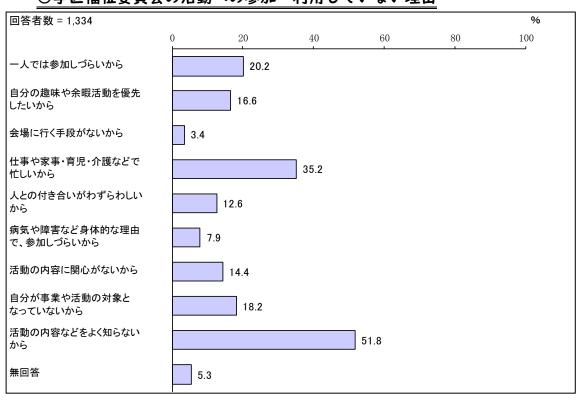
その理由として、活動の内容を知らない人の割合が約5割となっており、地域福祉活動への参加意欲がある人に向けて情報を届けることが必要です。

地域福祉活動を担う人材を確保するために必要なこととして、「若い世代が気軽に地域福祉活動に参加できるような様々なきっかけづくり(ボランティア体験機会の提供など)」「現役時代に培った多彩なノウハウを持つ退職者への働きかけ」など、気軽に参加できる環境やきっかけづくりが求められています。

○学区福祉委員会の活動への参加状況や利用状況



○学区福祉委員会の活動への参加・利用していない理由



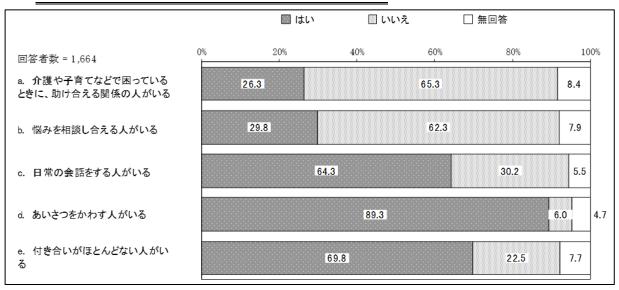
4. 地域における日常的な人間関係の希薄化

住民アンケート調査の結果では、近所付き合いの程度として、「付き合いがほとんどない 人がいる」割合は約7割となっており、地域における日常的なふれあいの減少が進んでい ることがうかがえます。

また、「介護や子育てなどで困っているときに、助け合える関係の人がいる」「悩みを相談し合える人がいる」のうち、どのような手助けができるかについて、年齢別に見ると「ごみ出し・家の前の掃除など」については 60 歳代以上と比較して 50 歳代以下の年代の割合が低くなっているのに対し、「短時間の子どもの預かり」については、30 歳代と 40 歳代と比較して、50 歳代以上の割合が低くなっています。

地域活動への支援を行い、近隣住民の交流・理解を深め、地域住民による日常的なふれあいや支え合い活動を促進することが必要です。

○近所の人(近隣5~6軒)との付き合いの程度



○近所の人(近隣5~6軒)との付き合いの程度

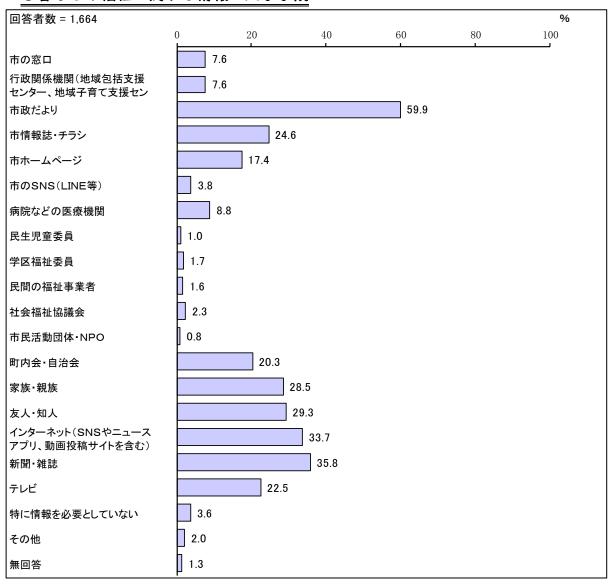
区分	回答者数(件)	安否確認の声かけ	話し相手	家の前の掃除などごみ出し・	預かり短時間の子どもの	子どもの送り迎え	外出の手助け	介護の手伝い	手伝い家事や買い物の	わからない	その他	無回答
20歳未満	8	50.0%	87.5%	25.0%	-	-	12.5%	-	1	12.5%	_	_
20歳代	18	44.4%	66.7%	38.9%	5.6%	11.1%	11.1%	16.7%	22.2%	5.6%	_	5.6%
30歳代	26	73.1%	84.6%	57.7%	46.2%	30.8%	19.2%	7.7%	26.9%	7.7%	_	_
40歳代	86	67.4%	74.4%	36.0%	37.2%	30.2%	18.6%	10.5%	29.1%	4.7%	1.2%	1.2%
50歳代	77	81.8%	72.7%	48.1%	13.0%	2.6%	18.2%	9.1%	27.3%	6.5%	_	1.3%
60歳代	80	80.0%	76.3%	60.0%	18.8%	11.3%	11.3%	12.5%	21.3%	2.5%	1.3%	_
70歳代	171	69.6%	71.9%	60.8%	6.4%	4.7%	12.9%	7.0%	25.7%	1.8%	2.9%	4.1%
80歳以上	90	58.9%	64.4%	51.1%	1.1%	2.2%	4.4%	10.0%	13.3%	7.8%	5.6%	4.4%

5. 地域活動や各種サービス等の情報の不足

住民アンケートの結果では、子育て支援や高齢者福祉、障害児者福祉等のサービスを利用する際に、「どのようなサービスが受けられるのかわからなかった」や、相談窓口を明確にしてほしいといった意見がありました。また、暮らしや福祉に関する必要な情報の入手手段として、「市政だより」「新聞・雑誌」「インターネット(SNSやニュースアプリ、動画投稿サイトを含む)」の割合が高くなっています。年齢が高くなるにつれ「市政だより」「町内会・自治会」「新聞・雑誌」の割合が、年齢が低くなるにつれ「インターネット(SNSやニュースアプリ、動画投稿サイトを含む)」の割合が高くなる傾向がみられます。

支援を必要とするときに、適切なサービスが受けられるよう、各年代の情報入手手段や ニーズに応じた情報提供の充実を図る必要があります。さらに高齢者や障害者等にとって も分かりやすい情報提供の工夫が必要です。

○暮らしや福祉に関する情報の入手手段



第3章 第3期計画の概要

Ⅰ 第3期計画の基本理念

一人ひとりを認め合い ともに支え合う 安心して暮らせる 住民主体の福祉のまちづくり

2 地域福祉推進の基本的視点

I 基本的人権を重んじ誰もが地域で当たり前に暮らせるやすらぎのあるまちづくりを実現します。【人権尊重】

人は誰もがかけがえのない存在です。性別や年齢、国籍、出身地、障害の有無等により地域社会から排除されることなく、すべての人の人権が尊重され、一人ひとりがかけがえのない存在として、住み慣れた地域で当たり前に、安心して暮らせるまちづくりを実現します。

地域に住む人々が同じ社会の一員として、お互いの存在を認め合い、ともに支え合うまちづくりを進めます。

Ⅱ 住民が主体となって地域の元気力を育むはりあいのあるまちづくりを進めます。【住民主体】

「健康で生きがいのある人生を過ごしたい」、「社会に関わりを持ち自己実現をしたい」、「ありのままに自分らしく生きたい」という願いを実現するため、住民が主体的に地域の活動に取り組み、福祉のまちづくりを推進できるよう支援します。

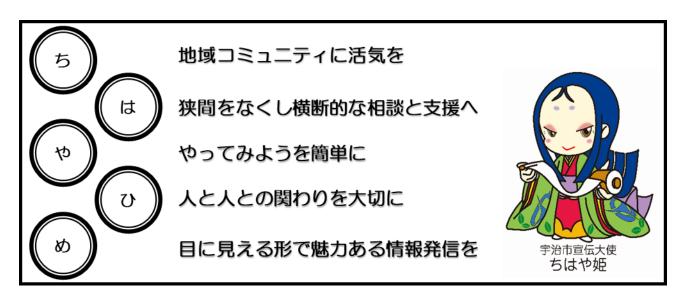
Ⅲ 豊かな自然環境や地域の歴史・風土をいかしうるおいのある個性的 な地域福祉の創造に努めます。【福祉文化の創造】

これまで培われてきた宇治の歴史・文化を守り育てるとともに、地域の個性をいか した福祉文化の創造に努めます。また、住民一人ひとりが培ってきた優れた技や経験 を貴重な財産として、互いに学び育ちあう福祉文化を育てます。

3 第3期計画における地域福祉推進の指針(コンセプト)

地域福祉計画は、活動を自発的に行う住民だけでなく、社会福祉に関する活動を行う人々、 福祉サービス事業者、社会福祉協議会、行政の5者による協働で進める行政計画です。

今後、宇治市の地域福祉をより一層推進していくために、住民アンケート調査等により 集約した課題に総合的に取り組んでいくことが必要です。そこで、第3期計画におけるコ ンセプトとして、今後の地域福祉推進の指針を以下のように設定します。



地域コミュニティに活気を

希薄化してきている地域の人間関係に、活気を取り戻します。

狭間をなくし横断的な相談と支援へ

多様化・複合化するニーズに対応した、分野横断的な相談と支援の体制を整備します。

やってみようを簡単に

地域活動をやってみようという気持ちを簡単に行動に移せる環境を整えます。

人と人との関わりを大切に

人と人との関わりを大切にし、孤立を生まない地域づくりを推進します。

目に見える形で魅力ある情報発信を

たくさんの魅力的な活動がみんなの目に届くような仕組みをつくります。

4 第3期計画における重点取り組み項目(地域福祉推進の指針)

第2期計画の推進状況や各種アンケート調査結果、地域懇談会等から見えてきた様々な 課題をふまえ、第3期計画における重点取り組み項目を以下のように設定します。

①市民ニーズに応じた地域コミュニティの活性化

(ち:地域コミュニティに活気を)

②重層的・包括的な相談および支援体制の整備

(は:狭間をなくし横断的な相談と支援へ)

③地域福祉活動の参加促進

(や:やってみようを簡単に)

④孤立させない地域づくり・気軽に集まれる地域の活動拠点の確保 (ひ:人と人との関わりを大切に)

⑤地域の活動に関する情報の発信

(め:目に見える形で魅力ある情報発信を)

施策の体系 5

基本 理念

基本的視点

重点取り組み項目

<人権尊重> 基本的人権を重んじ 誰もが地域で当たり 前に暮らせるやすら ぎのあるまちづくりを

実現します

<住民主体> 基本的人権を重んじ 誰もが地域で当たり 前に暮らせるやすら ぎのあるまちづくりを 実現します

<福祉文化の創造> 豊かな自然環境や地 域の歴史・風土をい かしうるおいのある個 性的な地域福祉の創 造に努めます

《ち》

地域コミュニティに活気を →市民ニーズに応じた地域コミュニティ の活性化

《は》

狭間をなくし横断的な相談と支援へ →重層的・包括的な相談および支援体 制の整備

《や》

やってみようを簡単に →地域福祉活動の参加促進

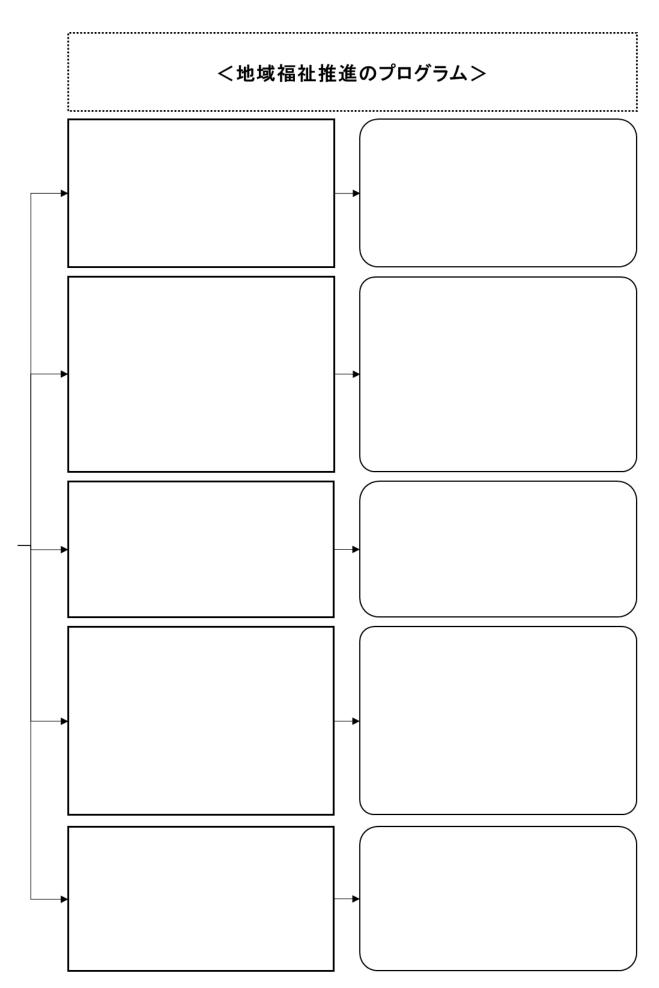
《ひ》

人と人との関わりを大切に →孤立させない地域づくり・気軽に集ま れる地域の活動拠点の確保

《め》

目に見える形で魅力ある情報発信を →地域の活動に関する情報の発信

人ひとりを認め合い ともに支え合う 安心して暮らせる 住民主体の福祉のまちづくり



6 地域福祉推進のプログラム<施策の方向 具体的な取り組み>

第4章 地域福祉推進の体制

- l 地域福祉推進の役割
- 2 第3期計画の進行管理